

別表関係 新旧対照表

| 現行 | | | | 改正案 | | | | | | | |
|--|-------------|------------------|--------------|------------------------|------------------------|----------------------------|------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| 別表（第10条関係） 1 美里町トレーニングセンター (1) 貸切使用料 | | | | 別表（第10条関係） | | | | | | | |
| 使用区分 | | 使用時間 | | 午前9時から午後5時まで（1時間当たりの額） | 午後5時から午後9時まで（1時間当たりの額） | 4分の1貸切の 際の使用料（1時間当たりの額） | | 区分 | 単位 | 午前9時から午後5時まで | 午後5時から午後9時まで |
| | | 第1競技場 | 入場料等を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生まで 一般 | 270円 430円 | 270円 1,000円 | | | 270円 430円 | 270円 430円 |
| 第1競技場 | 入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生まで 一般 | 270円 430円 | 270円 1,000円 | 270円 430円 | 270円 430円 | 270円 430円 | 270円 430円 | 270円 430円 | 270円 430円 |
| 第1競技場 | 入場料等を徴収する場合 | その他の催しに使用する場合 | | 810円 | 1,790円 | | | | | | |
| 第1競技場 | 入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 1,210円 | 2,870円 | | | | | | |
| 第1競技場 | 入場料等を徴収する場合 | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的としない | 5,400円 | 12,590円 | | | | | | |
| 第1競技場 | 入場料等を徴収する場合 | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的とする | 40,500円 | 108,000円 | | | | | | |
| 第2競技場 | 柔道場 | | | 130円 | 360円 | | | | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 団体貸切使用 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生以下 一般 | 1時間 1時間 | 250円 400円 | 500円 800円 | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 団体貸切使用 | 入場料を徴収する場合 | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的としない 営利を目的とする | 1時間 1時間 | 600円 32,000円 | 1,500円 80,000円 | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 個人使用 | 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生以下 一般 | 1時間 1時間 | 1,200円 4,000円 | 3,000円 10,000円 | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 個人使用 | 放送設備一式 | | | 1時間 | 100円 | 100円 | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 個人使用 | 電光採点板一式 | | | 1時間 | 150円 | 150円 | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 個人使用 | フロアシート一式 | | | 1時間 | 200円 | 200円 | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 個人使用 | 個人使用 | 高校生以下 | | 1人1回 (4時間まで) | 50円 | 50円 | | | |
| トレーニングセンター | 第一競技場 | 個人使用 | 個人使用 | 一般 | | 1人1回 (4時間まで) | 100円 | 100円 | | | |

| | | |
|--|------|------|
| 技場 剣道場 | 130円 | 360円 |
| 弓道場 | 130円 | 360円 |
| トレーニング室 | 80円 | 210円 |
| 研修室 | 80円 | 210円 |
| 町内のスポーツ団体で常時使用する団体は、第1競技場の4分の1、又は第2競技場の柔道場若しくは剣道場を1週1回の使用で1月1,720円とする。 | | |

(2) 個人使用料

| 使用区分 | | 使用料 |
|------|-------|---------|
| 全館 | 高校生まで | 1回 20円 |
| | 一般 | 1回 100円 |

(3) 設備使用料

| 設備名称 | 使用区分 | 使用料 |
|--------|-------------|--------|
| 放送設備 | 1式、1時間当たりの額 | 80円 |
| 電光採点板 | 1式、1時間当たりの額 | 130円 |
| フロアシート | 1枚1回 | 2,160円 |

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 入場料等が最高3,000円を超える場合の使用料は、本表に規定する額の3倍に相当する金額とする。
- 4 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2 美里町南郷体育館

| | | | |
|------|------|---------------------|---------------------|
| 使用区分 | 使用時間 | 午前9時から午後5時まで(1時間当り) | 午後5時から午後9時まで(1時間当り) |
| | | 間当たりの額) | 間当たりの額) |

| | | | | | | | | |
|------------|--------------|------------------|------------------|------------------|---------|---------|--------|------|
| 第二競技場 | 柔道場 | | 1時間 | 150円 | 400円 | | | |
| | 剣道場 | | 1時間 | 150円 | 400円 | | | |
| | 弓道場 | | 1時間 | 150円 | 400円 | | | |
| | トレーニング室(会議用) | | 1時間 | 100円 | 100円 | | | |
| | 研修室 | | 1時間 | 100円 | 100円 | | | |
| | スリーオンスリーコート | 高校生以下 | | 1時間 | 100円 | 250円 | | |
| | | 一般 | | 1時間 | 150円 | 400円 | | |
| | 南郷体育館 | 団体貸切使用 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生以下 | 1時間 | 250円 | 500円 |
| | | | | 一般 | 1時間 | 400円 | 800円 | |
| | | | | その他の催しに使用する場合 | 1時間 | 600円 | 1,500円 | |
| 入場料を徴収する場合 | | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 1時間 | 1,200円 | 3,000円 | | |
| | | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的としない | 1時間 | 3,000円 | 7,500円 | | |
| | | | 営利を目的とする | 1時間 | 24,000円 | 60,000円 | | |
| | 放送設備一式 | | 1時間 | 100円 | 100円 | | | |
| 個人使用 | 高校生以下 | | 1人1回(4時間まで) | 50円 | 50円 | | | |
| | 一般 | | 1人1回(4時間まで) | 100円 | 100円 | | | |
| 素山野球場 | 団体貸切使用 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生以下 | 1時間 | 300円 | | |
| | | | 一般 | 1時間 | 600円 | | | |

| | | | |
|----------------------------------|------------------|--------|--------|
| 入場料等を徴収しない場合及び100円以下の入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 270円 | 710円 |
| 入場料等を徴収する場合 | その他の催しに使用する場合 | 540円 | 1,430円 |
| 100円を超える入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 1,080円 | 2,870円 |
| | その他の催しに使用する場合 | 2,700円 | 7,190円 |

町内のスポーツ団体で常時使用する団体は、アリーナの2分の1の広さを1週1回の使用で月1,720円とする。

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 使用者が入場料に相当する給付（100円以下の額に相当する給付を除く。）を受ける場合又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合においては、100円を超える入場料を徴収するものとしてこの表を適用する。
- 4 競技場の全面を使用する場合以外の使用料は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
- 5 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 美里町素山野球場

| 区分 | 午前9時から午後5時まで (1時間当たりの額) |
|----------------|----------------------------|
| 高校生まで | 200円 |
| 一般 | 600円 |
| 入場料等を徴収する非営利活動 | 1,620円 |

| | | | | | | | |
|----------|--------|-------------|------------------|---------------|-----------|---------|---------|
| 南郷球場 | 団体貸切使用 | | その他の催しに使用する場合 | 1時間 | 2,100円 | | |
| | | 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 1時間 | 2,100円 | | |
| | | | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的としない | 1時間 | 4,000円 | |
| | | | | 営利を目的とする | 1時間 | 10,000円 | |
| | | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生以下 | 1時間 | 500円 | |
| | | | | 一般 | 1時間 | 1,000円 | |
| | | | | その他の催しに使用する場合 | 1時間 | 3,000円 | |
| | | 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 1時間 | 3,000円 | |
| | | | | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的としない | 1時間 | 6,000円 |
| | | | | | 営利を目的とする | 1時間 | 15,000円 |
| 放送設備一式 | | | 1時間 | 100円 | | | |
| スコアボード一式 | | | 1時間 | 100円 | | | |
| 牛飼テニスコート | テニスコート | 高校生以下 | 1面につき1時間 | 150円 | | | |
| | | 一般 | 1面につき1時間 | 200円 | | | |
| | 照明 | | 1時間 | 300円 | | | |

| | | |
|-----|------|--|
| る場合 | 営利活動 | 1日最高入場料の100人分(12,960円) に満たないときは12,960円) |
|-----|------|--|

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

4 美里町南郷球場

| 区分 | | 午前9時から午後5時まで (1時間当たりの額) |
|---------------------|----------------------|----------------------------|
| 入場料等を徴収しない場合及び100円 | アマチュアスポーツに使用する 場合 | 540円 |
| 以下の入場料等を徴収する場合 | その他の催しに使用する 場合 | 3,240円 |
| 100円を超える入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する 場合 | 2,700円 |
| | その他の催しに使用する 場合 | 5,400円 |
| 附帯設備 | 放送設備一式 | 100円 |
| | スコアボード | 100円 |

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、

| | | | | | |
|--------------|--------------|--------------------------|--------------|--------------|--------|
| 南郷テニスコート | テニスコート | | 高校生以下 | 1面につき 1時間 | 100円 |
| | | | 一般 | 1面につき 1時間 | 150円 |
| | 照明 | | | 1時間 | 250円 |
| スイミングセンター | 個人使用 | 普通券 | 幼児(3歳以上) | 1人1回 | 100円 |
| | | | 小・中学生 | 1人1回 | 300円 |
| | | | 高校生 60歳以上 | 1人1回 | 400円 |
| | | | 大人 | 1人1回 | 600円 |
| | | 回数券 | 幼児(3歳以上) | 1人11回 | 1,000円 |
| | | | 小・中学生 | 1人11回 | 3,000円 |
| | 高校生 60歳以上 | | 1人11回 | 4,000円 | |
| | 大人 | | 1人11回 | 6,000円 | |
| | 定期券 | 小・中学生 | 1人3月間 | 4,000円 | |
| | | 高校生 60歳以上 | 1人3月間 | 6,000円 | |
| | | 大人 | 1人3月間 | 8,000円 | |
| | | 小・中学生 | 1人6月間 | 7,500円 | |
| 高校生 60歳以上 | | 1人6月間 | 11,000円 | | |
| 大人 | | 1人6月間 | 15,000円 | | |
| 団体貸切使用 | 25メートルプール | 団体に所属する者すべてが定期券を保持している場合 | 1コース 1時間 | 200円 | |
| | | 上記以外の場合 | 1コース 1時間 | 1,000円 | |

その端数金額は切り捨てるものとする。

5 テニスコート

| 名称 | 使用料の額 | | | |
|-----------------|--|-----------------------|---------------------------------|--|
| | 一般 | 高校生まで | 貸切 | 照明設備 |
| 美里町牛飼 テニスコート | 1面につき 1時間以内 210円 | 1面につき 1時間以内 60円 | 1面につき 1日 2,160円 半日 1,620円 | 1面につき 1時間以内320円（1時間 増すごとに270円加算） |
| 美里町南郷 テニスコート | 1面につき 2時間以内210円 （1時間増すごとに100 円加算） | | | 1面につき 2時間以内540円（1時間 増すごとに270円加算） |

備考 使用料を算定する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

6 美里町スイミングセンター

| 一般使用料 | 区分 | 料金 | |
|-------|---------------|--|-------------|
| | | 普通券 | 回数券 |
| | 大人(60歳以上を除く。) | 1人1回 620円 | 11枚綴り6,170円 |
| | 60歳以上 | 1人1回 420円 | 11枚綴り4,110円 |
| | 高校生 | | |
| | 小・中学生 | 1人1回 310円 | 11枚綴り3,080円 |
| | 幼児 | 1人1回 100円 | 11枚綴り1,030円 |
| 専用使用料 | コース専用 | 大人(60歳以上を除く。)1コース1時間当たり1,240円 高校生以下及び60歳以上1コース1時間当たり830円 ただし、登録専用の者の場合は、200円 | |

| 南郷運動場 | 団体貸切使用 | 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 高校生以下 | 1時間 | 100円 |
|-------------|------------|------------------|------------------|-------|--------|------|
| | | | 一般 | 1時間 | 250円 | |
| | | | その他の催しに使用する場合 | 1時間 | 1,600円 | |
| | | 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 1時間 | 1,600円 | |
| | | | その他の催しに使用する場合 | 1時間 | 2,700円 | |
| | | | 営利を目的としない | 1時間 | 5,400円 | |
| | | | 営利を目的とする | 1時間 | 5,400円 | |
| | | 照明 | | 1時間 | 1,400円 | |
| 地区運動場及び運動公園 | 入場料を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | | 1時間 | 800円 | |
| | | その他の催しに使用する場合 | 営利を目的としない | 1時間 | 1,300円 | |
| | | | 営利を目的とする | 1時間 | 2,700円 | |

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料を徴収する場合」の入場料とは、入場料、観覧料その他これらに類する料金で入場者が使用者に支払うものをいう。「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 3 「営利を目的とする」とは、金銭的な利益を得ることを目的とする場合をいい、「営利を目的としない」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 高校生とは、19歳未満の勤労青少年を含むものとする。
- 5 トレーニングセンター第一競技場の2分の1若しくは4分の1又は南郷体育館アリーナの2分の1を使用する場合には、使用する範囲に応じて当該使用料の2分の1又は4

| | | |
|------|-------|---------|
| 登録専用 | 1人6月間 | 15,430円 |
| | 1人3月間 | 8,220円 |

備考

- 1回の使用とは、スイミングセンターの施設から退出するまでの使用をいう。
- 専用使用料のうち登録専用については、16歳以上の者の使用に限り適用する。
- 60歳以上とは、スイミングセンターの施設を使用する日において満60歳以上の者をいう。

7 運動場

| 施設名 | 使用区分 | | 午前9時から午後9時まで (1時間当たりの額) | 使用設備 |
|----------|--------------------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------|
| 美里町南郷運動場 | 入場料等を徴収しない場合 及び100円以下の入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する 場合 | 270円 | 照明設備 1時間当たり1,400円 |
| | | その他の催しに 使用する場合 | 1,620円 | |
| | 100円を超える入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する 場合 | 810円 | |
| | | その他の催しに 使用する場合 | 2,700円 | |

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合

分の1に相当する額とする。ただし、算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てるものとする。

- 6 スイミングセンターの個人使用における普通券の1回の使用とは、スイミングセンターに入館してから退出するまでの使用をいう。
- 7 スイミングセンターの個人使用における定期券とは、3月間又は6月間の期間内に繰り返しスイミングセンターの施設を使用できる使用券のことをいう。
- 8 スイミングセンターの団体貸切使用における団体使用とは、登録した団体(2人以上の者で構成されるもの)が25メートルプールの1つのコースを貸切りで使用する場合をいう。
- 9 スイミングセンターの60歳以上とは、スイミングセンターの施設を使用する日において満60歳以上の者をいう。ただし、回数券及び定期券については、購入する日とする。

をいう。

- 3 使用者が入場料に相当する給付（100円以下の額に相当する給付を除く。）を受けられる場合又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場
合においては、100円を超える入場料を徴収するものとしてこの表を適用す
る。
- 4 使用料を算出する場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、
その端数金額を切り捨てるものとする。